

柏 企 第 号

平成26年7月1日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

柏原市長 中 野 隆 司

「2014年度自治体キャラバン行動・要望書」について（回答）

平成26年6月3日付けで要望のありました標題の件について、別紙のとおり回答いたします。

2014年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答

1. 職員問題について

財政状況が厳しい中、人件費コストの低減は、行財政改革の中でも重要な位置付けとなっているところであり、いかに少ないコストで満足いくサービスを提供できるかを求められていることはご承知のとおりで、正規職員と比べ人件費が低い非正規職員の活用はやむを得ない状況です。

そのような状況の中ではありますが、正規職員と非正規職員との職務の内容について明確に差別化を行い、メリハリのある人事管理により業務を遂行しているところであり、窓口等においても満足いくサービスが提供できていると考えております。

2. 国民健康保険・救急医療について

① 平成25年度は、一般会計より約7億円の繰入を行っております。

国民健康保険の保険料は国保財政の運営を行う上で根幹をなす重要な収入であり、被保険者の医療費等の額から、国などの補助金等収入を差し引いた額を保険料で賄う仕組みとなっており、医療費の給付が増えると保険料も高くなる、いわゆる医療費に見合う保険料となります。

一部負担金減免につきましては法令に基づき、条例及び要綱を定め実施しております。

② 保険料収入は国保財政の安定的な運営を図るうえで重要な財源となっております。滞納が増加いたしますと国保財政の健全運営が非常に困難な状況となります。

国の定めた「特別な事情」がある場合を除き、正当な理由もなく保険料を1年以上納付されていない場合には負担の公平性を考えますと、資格証明書の発行もやむを得ないと考えております。

また、保険証を渡すことが出来ず、窓口交付の方につきましては、再三にわたり来庁をお願いし、来庁していただけた被保険者の方につきましては、事情などをお聞かせいただき、納付方法のご相談等を行い保険証をお渡しいたしております。高校生世代以下の子どもさんには毎年更新時に通常証（1年）を郵送にて交付いたしております。

滞納処分につきましては、督促・催告や文書による再三のお願いを重ねたにもかかわらず、また支払う能力がありながら納付いただけない、ごく一部の悪質と判断せざるを得ない滞納者の方に対して、財産調査を預貯金などを中心に行っておりますが、生活にかかる資産の差押えは行っておりません。

さらに、生活が困窮している家庭や生活保護受給者の方に対しての滞納処分は行っておりません。

③ 国及び府からの通知分などにつきましては、全員に供覧した後、何時でも、誰でも必要なときにすぐ見られるようファイリングしております。

- ④ 生活困窮のため保険料の支払いが出来ず、滞納世帯となる可能性がある場合には、出来る限り被保険者の生活実態把握に努め、個々の事情に応じた対応をとれるように努めております。
また、医療費や保険料のみならず、生活自体が困窮している場合などは生活保護担当課への案内に努めております。
- ⑤ 国民健康保険運営協議会の委員の一部につきましては公募しております。会議は公開で開催しており、傍聴していただく事もでき、資料の配布も行っております。
また、議事録は市のホームページに掲載しております。
- ⑥ 「保険財政共同安定化事業」における大阪府の算定方式変更により、激変緩和措置があるものの多くの市町村で交付金より拠出金が上回る結果となっており、機会あるごとに大阪府に対し算定方式の見直しを要望しており、今後も引き続き強く要望したいと考えております。
- ⑦ 地方単独事業による医療費波及増の療養給付費負担金減額分につきましては、一般会計より繰入を行っております。
- ⑧ 特定の医療機関だけの名簿を配架することは考えておりません。

3. 健診について

- ① 特定健診につきましては無料で実施しており、被保険者の方が都合のよい時、場所で受けていただけるよう全て個別で行っております。また65歳以上の被保険者の方には柏原市内の実施医療機関で受診される場合、心電図検査及び貧血検査を市独自の追加検査項目として無料で受けていただくことが出来ます。
なお、人間ドック（脳検査付を含む）を受診された場合は、通常よりご負担を軽減した費用でご利用いただいております。
- ② 本市のがん検診につきましては、集団検診で、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診を実施し、市内委託医療機関において、個別に子宮頸がん検診及び乳がん検診を実施し、多くの方に受診していただけるよう受診の啓発に努めております。
がん検診の費用につきましては、すべて無料で実施しております。
がん検診と特定健診の同時受診については、近隣市の状況も踏まえて、検討していきたいと考えております。

- ③ 国保加入1年以上で、30歳以上の被保険者の方につきましては、人間ドック（脳検査付を含む）の助成を行っております。（年度ごとに1回）
- ④ がん検診日については、日曜日に胃・大腸・肺がんをセットで受診できる日や新たに働く女性のために乳がんと子宮頸がんを同日に受診できる日を設けております。出張検診につきましては、保健センター以外では市役所の出張所を利用して、がん検診を行うなどの対応をしております。

4. 介護保険について

- ① 第5期介護保険事業計画については、決算状況が非常に厳しく、財政安定化基金を使用しなければならない状況となっております。
保険料を引き下げるための一般会計からの繰り入れにつきましては、介護保険の費用はそれぞれの負担割合が決められており、介護保険の適正な運用の趣旨からみて、介護保険制度の3原則を順守していくことが重要と考えております。
また、保険料の多段階化につきましては、第6期介護保険事業計画において、国の動向を把握しながら検討していきたいと考えております。
低所得者の介護保険料軽減につきましては、根本的な制度の見直しを検討し負担軽減対策が講じられるよう、国や府に対して要望していきます。
- ② 国庫負担の引上げなど、介護保険料基準額が高額とならないように根本的に制度を見直し、安定的な介護保険事業の財源を確保できるよう、国に対し要望していきます。
- ③ 要支援者のうち訪問介護の利用者数は260人、通所介護の利用者数は212人となっております。要支援者に対するサービスについては、現在、国においてガイドラインを作成しており、本市においてもガイドラインにそって、体制等の具体的なサービス提供方法等について検討していきたいと考えております。
- ④ 利用者負担のあり方については、現在、国において法改正作業が行われているところであり、動向を注視していきたいと考えております。
低所得者に対しては、すでに社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度等で対応している所ですが、減免制度については事務手続きの簡素化を含めた対策を国に対して求める必要があると認識しております。
市町村独自の減免については、介護保険の財政が一段と厳しい状況となることから、予想されることから、現段階では対応が困難であると考えております。

- ⑤ 施設整備については、保険料上昇を抑えるため、第5期計画での整備計画はありません。第6期以降の計画で検討いたします。
また、大阪府が所管する介護保険事業所については、悪質な事例、対応困難な事例に積極的に対応していくよう要望する必要があると認識しております。
- ⑥ 本市では、サービス利用の可否については法令通知・大阪府版Q&A等に基づき判断しております。法令通知・大阪府版Q&Aにおいて利用可能とされているサービス利用事例について、本市独自の判断で、利用不可とするような取り扱いはしていません。
- ⑦ 本市では、第6期介護保険事業計画策定に当たり、日常生活圏域ニーズ調査を実施し、策定委員会の中で調査結果を踏まえた議論をしていただいたうえで、計画を策定する予定となっております。
また現在、地域包括支援センターについては、基幹型を1カ所、ブランチを8カ所設置し、地域の高齢者の相談窓口として活用いただいております。

5. 障害者の65歳問題について

- ① 申請者が必要とされるサービス内容が、（1）介護保険サービスでは十分に対応することができない場合、（2）サービス内容が障害福祉サービス固有のもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）である場合、（3）障害福祉サービスに相当する介護保険サービスが介護保険給付の区分支給限度額の制約から、介護保険のケアプラン上において、介護保険給付のみによって確保することができないと認められる場合、等については、障害福祉サービスの支給について十分に検討、決定するなど、引き続き、個別のケースに応じて柔軟な対応を行ってまいります。
- ② 本市においては、介護保険サービスの利用者負担及び施設利用者の居住費、食費の負担は非課税世帯など、一定の条件のもとで上限額を設定して、高額とならないよう配慮されております。しかしながら、全額減免制度については、介護保険の適正な運用の趣旨から見て、利用に応じた応益負担やサービスを利用しない被保険者との負担の公平性の確保などの観点から検討はしていません。

6. 生活保護について

- ① 「社会福祉主事資格」を有する職員を配置しております。「標準数」に基づくケースワーカー数の実現を目指し、実施体制の整備に努めております。また、研修に関

しては、全国や大阪府で行われる研修会に参加し、所内研修も行っており、法令遵守することを徹底しております。窓口対応について、態度はもちろん言葉づかいも十分気をつけるよう指導しております。

- ② 申請権の侵害はしないよう、特に指導しております。また、「保護のしおり」については、大きな文字を使用したうえ行間を広くとって読みやすくし、漢字にはフリガナを併記するなど、わかりやすい冊子にするよう工夫をしております。常に、最新の制度内容が反映されるよう、随時見直しを実施しております。「保護のしおり」は窓口カウンターに常時おいております。
- ③ 「助言指導」に関わらず、違法な行為は行わないことを徹底しております。就労指導につきましては、被保護者の年齢や健康状態などの病状把握だけではなく、その者の有している資格、生活歴、職歴等を十分に把握、分析し、稼働能力があるか判断しております。稼働能力がある場合には、就労に必要な援助を行っております。
- ④ 通院移送費については、病状や治療の必要性を把握し、就労活動の移送費についても、適切に判断し支給しております。また「しおり」にも記載しております。
- ⑤ 休日、夜間等の急病時でも、受診できるよう「夜間・休日緊急用医療受診票」を被保護者全世帯に配布しております。また、「通院医療機関等確認制度」の導入はしていません。
- ⑥ 自動車の保有につきましては、障害者が通勤、通院等のため必要とする時、公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に通勤する時、深夜勤務等の業務に従事しており自動車により通勤が必要である時などに、病状や、収入の状況を確認したうえで、自動車による通勤、通院が妥当であると考えられる場合は保有を認めております。
- ⑦ 現在本市では警察官OBの採用はしていません。また、「適正化」ホットライン等も行っておりません。
- ⑧ 介護扶助の自弁は強要していません。ケースワーカーによるケアプランへの不当な介入及び指導も行っておりません。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 本市におけるこども医療費助成は、現在、通院は小学校入学前まで、入院は中学校卒業までを対象に、一部自己負担額はありますが、所得制限を設けず実施しております。これまで、入院は小学校入学前までが対象となっておりましたが、平成24年4月から小学校卒業までに、平成25年8月から中学校卒業までに拡充しております。更に、平成26年10月から通院対象を小学校卒業までに拡充します。また、大阪府へは助成制度拡充を継続して要望していきます。
- ② 妊婦健康診査の助成につきましては、平成25年9月1日から、すべての妊婦さんが安心して安全に出産できるよう支援するため、116,840円に増額をしております。
この助成の拡充によりまして、標準的な内容の妊婦健康診査を受診できますので、妊婦の健康管理の充実と経済的な負担の軽減が図られ、子どもを安心して産みやすい環境づくりに寄与するものと考えております。
- ③ 柏原市は、生活保護基準の1.1倍以下と定め、所得額で比較し、通年、手続きにつきましては、教育委員会でも手続きしていただけます。
支給につきましては、毎年、少しでも早く支給できるように取組んでおります。
なお、所得による基準額を設けておりますので、前年所得の課税額が決定する6月以降に認定作業を行うこととなります。
また、生活保護基準引き下げの影響につきましては、平成25年8月以前の基準を踏まえて認定しましたので、影響はありません。
- ④ 本市における子育て支援施策については、現行の諸手当の給付、保育や子育て支援施設の利用促進をはじめとする各種サービスの提供により実施しております。ご要望の「家賃補助」については、本市の厳しい財政状況のもと、新たな子育て支援施策として制度化する予定はありませんが、今後も引き続き、子育て支援のための諸施策推進に努力していきます。
- ⑤ 本市における子育て世代への生活支援については、現行の諸手当の給付により実施しております。なお、「独自のこども手当」については、本市の厳しい財政状況のもと、新たな子育て支援施策として制度化する予定はありませんが、今後も引き続き、子育て支援のための諸施策推進に努力していきます。
- ⑥ 中学校給食については、平成26年4月から全中学校に完全給食を実施いたしました。
永年にわたり、柏原市では藤井寺市と一部事務組合を作り、小学校給食についてはセンター方式により、実施してきましたので、同様に、同組合に両市から負担金

を支出し、計画的に設備等の整備などを行い、全中学校における給食を今年度から実施しました。

- ⑦ 柏原市では、第4次総合計画で平成32年度に人口8万人に向けた目標をもって施策を推進しておりますが、ここ10年間で柏原市の人口は約5,000人程度減少し、平成26年5月末現在の総人口は72,385人となっております。

原因を分析いたしますと、出生と死亡の差(自然動態)と転入と転出の差(社会動態)につきまして、本市ではともに減少傾向にあります。ここ10年の傾向を見ると社会動態の減少よりも自然動態の減少が目立っており、懸案事項となっております。

そのような中、この減少に歯止めをかけ、なおかつ増加に転じるような施策・事業を展開するために、既に取り組をスタートさせております。

具体的には、子育て世代の定住化を図る取組が最重要と考えており、次世代を担う子供たちがすくすくと育つ環境を整えるため、昨年から子どもの医療費助成の充実や虐待防止に向けた養育支援の充実、保育所受け入れ枠確保による待機児童ゼロの取り組みなど、安心して子育てできる環境づくりを推進しております。

さらに、子育ての魅力を高めるうえでも「教育」環境の充実に重点的に取り組んでいきたいと考えており、従来から推進している小中一貫教育、また、学力向上のための様々な事業にも精力的に取り組んでいきたいと考えております。

このように、限られた財政規模の中ではありますが、選択と集中により人口減少に打ち勝つ持続可能な自治体を目指して施策を推進していきたいと考えております。